

■議案第51号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成20年の法律改正により、寄附金税制の拡充が図られ、個人住民税における寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、市町村の条例により指定した寄附金が追加されました。

このため、本町では平成21年第1回議会定例会（3月議会）において税条例の改正を提案し、市町村の条例により指定した寄附金として、「四万十町社会福祉協議会」に対する寄附金を町民税寄附金控除対象としています。

今回の改正は、「四万十町社会福祉協議会」のみとなっている本町の町民税に対する条例指定の寄附金について、町民に対する寄附金文化の醸成、他の公益法人、県や他市町村との均衡からも拡大する必要があると考え、町民税に対する寄附金控除対象寄附金の拡大を図るもので、現在指定している「四万十町社会福祉協議会」に加え、原則高知県が条例指定を行っている県民税の控除対象寄附金対象法人等のうち、本町に主たる事務所を置く法人等に対する寄附金について、町民税寄附金控除の対象とするものです。

【条例改正の考え方】

- ① 町民税の控除該当寄附金について、県民税の控除対象寄附金対象法人等のうち、本町に主たる事業所を有するもの又は本町に主たる目的である業務を行う事務所又は事業所を有する法人等を対象としました。
- ② 平成25年1月1日からの寄附金を対象とし、平成26年度町民税から該当となります。

◆市町村等の市町民税・県民税寄附金控除指定状況（○：法により該当 △：条例指定により該当 ▲：今回条例指定しようとするもの）

	四万十町	須崎市 (県内)	中土佐町 (県内)	いの町 (町内)	高知市 (市内)	高知県 (県内)	備考
都道府県・市町村	○	○	○	○	○	○	314条の7第1号
日本赤十字社高知県支部・高知県共同募金会	○	○	○	○	○	○	314条の7第2号
財務大臣が指定する公益社団法人・公益財団法人等	▲	△	△	△	△	△	・法317の7①3号 ・所法第78第2項2号
独立行政法人	▲	△	△	△	△	△	所令217①号

地方独立行政法人	▲	△	△	△	△	△	所令 217①の②号
公益社団法人・公益財団法人	▲	△	△	△	△	△	所令 217③号
自動車運転センター等	▲	△	△	△	△	△	所令 217②号
私立学校法人・専修学校	▲	△	△	△	△	△	所令 217④号
社会福祉法人	▲	△	△	△	△	△	所令 217⑤号
更生保護法人	▲	△	△	△	△	△	所令 217⑥号
特定公益信託の信託財産のための支出	▲	△	△	△	△	△	所法 78 条 3 項
認定 NPO 法人	▲	△	△	△	△	△	租措 41 条の 18 の 2 第 2 項
特定非営利活動に対する寄付金		△(指定なし)		△(指定なし)	△(指定なし)		特定非営利活動促進法 2 条第 2 項 (個別指定必要)
高知県が規則で定めたもの		△				△	県条例 39 条の 2 第 3 号エ

○個人が寄附を行った場合の寄付金控除

個人の方が、地方公共団体や公益の増進に寄与する法人などに寄附を行った場合に、所得税の「特定寄附金」に該当すれば、所得税での控除が受けられます。

そのうち、一定のもの(県や各市町村が条例で指定する寄附金)は住民税(県民税及び市町村民税)でも控除の対象となります。

ただし、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは該当しません。

※ 条例指定団体等に対する町民税寄附金控除額 : (寄附金－2,000 円×6%)

◆寄附金控除対象寄附金一覧

寄附金の区分	所得税	個人住民税	
		町民税	県民税
国に対する寄附金	○	×	×
都道府県・市町村等に対する寄附金	○	○(ふるさと寄附金)	○
公益社団法人、公益財団法人などに対する	○	○	×
		×(条例指定)	○

寄附金で一定の要件を満たすものとして指定したもの		(※)	すれば○)	
独立行政法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	×	(条例指定すれば○)	○
公益社団法人、公益財団法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
私立学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
社会福祉法人(※)	○	×	(条例指定すれば○)	○
更生保護法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	×	(条例指定すれば○)	○
特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成 25 年 11 月までの経過措置)	○	×	(条例指定すれば○)	○
国税庁長官が認定した N P O 法人	○	×	(条例指定すれば○)	○
上記①以外の N P O 法人のうち都道府県・市区町村条例で指定したもの	×	×	(条例指定すれば○)	○
上記①②以外の N P O 法人	×	×	×	×
政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	×	×	×

※ 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金

※ 現在本町では、社会福祉法人の中の「四万十町社会福祉協議会」のみを条例指定

◆四万十町における条例指定寄附金の状況(町民税控除額は仮計算によるもの)

	平成 24 年度 (町民税控除額)	平成 25 年度 (町民税控除額)
日本赤十字社	10, 000円(480円)	64, 000円(3, 420円)
社会福祉法人 明成会	50, 000円(8, 808円)	50, 000円(2, 880円)

社会福祉法人 清流会	—	30,000円(1,560円)
------------	---	-----------------

◆今回の改正で対象となる法人等(25.4.1現在)

法人の名称	所在地	設立年月日
窪川児童福祉協会	四万十町茂串町 3-2	S47.10.30
明成会	四万十町仁井田 462	H5.5.10
清流会	四万十町仁井田 114-1	H17.11.7
しまんと町社会福祉協議会	四万十町茂串町 11-30	H17.11.7
香南会(あさぎり四万十の里)	香南市赤岡町 1160-1(窪川字蔵谷 1205-1)	H3.3.29
公益財団法人 四万十公社	四万十町香月が丘 8-102	H24.10.1
公益社団法人 四万十町シルバー人材センター	四万十町香月が丘 4-20	H24.4.1
公益財団法人 四万十川財団	四万十町琴平町 474-1	H25.4.1

◆県民税該当の寄附金

所得税の「特定寄附金」のうち、以下の寄附金が県民税では控除の対象になります。

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)
- (2) 高知県共同募金会、日本赤十字社高知県支部に対する寄附金
- (3) 高知県税条例で指定した住民の福祉の増進に寄与する寄附金で、具体的には以下のとおり。(原則主たる事務所が県内にいる法人が対象)

- ① 財務大臣が指定する寄付金(所税法第78条第2項第2号・県条例第39条の2第3号ア)

法人等の名称	主たる事務所の所在地
国立大学法人高知大学	高知市曙町 2-5-1
公立大学法人高知工科大学	土佐山田町宮ノ口 185
公立大学法人高知県立大学	高知市池 2751-1

- ② 特定公益増進法人への寄付金(所税法第78条第2項第3号・県条例第39条の2第3号イ)

法人の種類	備考
独立行政法人	県内に主たる事務所を有する法人なし
地方独立行政法人	県内に主たる事務所を有する法人なし
自動車安全運転センター等	日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
公益社団法人・公益財団法人	県内に主たる事務所を有している場合(約30法人)
学校法人・私立学校法第64条	県内に主たる事務所を有している大学法人・高等学校

第 4 項の規定により設立された法人	校法人・幼稚園法人・専修学校法人(約 40 法人)
社会福祉法人	県内に主たる事務所を有している場合(約 160 法人)
更生保護法人	高坂寮・高知県保護観察協会

③ 認定 NPO 法人(租措法第 41 条の 18 の 3・県条例第 39 条の 2 第 3 号ウ)

県内は高知市市民会議のみ

④ 特定地域雇用等促進法人(改正前の租措法第 41 条の 18 の 2・20 年 10 月改正県条例附則第 4 項)

該当なし

⑤ 主たる事務所が県外にある法人だが県規則に基づき個別指定した法人(所令第 217 条・県条例第 39 条の 2 第 3 号エ)

法人名	県内の事務所等の名称
独立行政法人国立高等専門学校機構	高知工業専門学校(南国市物部乙 200-1)
社会福祉法人来島会	知的障害者更生施設南海学園 知的障害児施設南海学園 知的障害児通園施設南海学園やいろ (南国市大そね乙 2288)
日本赤十字社	日本赤十字社高知県支部(高知市丸ノ内 1-7-37)